

墓地等廃止許可申請手続きのご案内

改葬した後に、墓地を使用する方がいない場合は、墓地等廃止許可申請の手続きが必要となります。

1 法律

墓地、埋葬等に関する法律

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は**墓地**、納骨堂若しくは火葬場を**廃止**しようとする者も、**同様とする**。

※ 「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として許可を受けた区域のことを言います。

自己所有の土地を使用し、自家用の墓地のみを設置した区域（いわゆる「個人墓地」）も墓地として第10条の許可を必要とし、その区域内で継続して墓地として使用する人がいない場合は、廃止許可の手続きを行わなければなりません。

また、ここで使われている「經營」とは、墓地等を設置・管理・運営することを意味しており、岩手県知事からの権限委譲により、陸前高田市長の許可が必要となります。

2 市に提出する書類について

(1) 墓地工事完了届

改葬許可を受けた日や改葬許可番号、墓地工事に係る日付を忘れずに記入願います。

(2) 墓地等廃止許可申請書

改葬完了予定年月日は、墓地工事完了届の墓地工事完了年月日と同日、またはそれ以降の日付となります。

(3) 墓地等の登記事項証明書

写しでも問題ありません。

(4) 墓地等及び付近見取図

(5) 改葬が完了したことを証する書類

陸前高田市からの改葬許可を受けている場合は、不要となります。

3 許可証は、

廃止許可を受け、決裁の後、廃止許可証を交付します。

墓地の廃止は、廃止許可を受けてから行ってください。

更地化した後に、別途土地の登記地目を墓地以外に変更手続きを行うことで墓地の廃止が完了します。